

**第25期小山市農業委員会
第16回総会議事録**

令和6年9月25日

1. 開催日時 令和6年9月25日（水）午後1時35分から午後2時30分

2. 開催場所 小山市役所6階 大会議室

3. 出席委員 19人

会長 19番 大塚 稔（議長）

1番 保坂 健司

2番 篠原 和香子

3番 篠崎 巖

4番 永嶋 朋子

5番 鶴見 礼夫

6番 田口 正剛

7番 玉野 一雄

8番 寺田 仁一

9番 黒崎 照男（議案第2号より出席）

10番 本橋 信男

11番 舘野 強志

12番 菅沼 正治

13番 杉山 力

14番 山口 誠英

15番 山本 光康

16番 石川 政道

17番 野原 重雄

18番 柏瀬 勝彦

4. 付議事件

議案第1号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第2号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第3号	非農地証明願について
議案第4号	農業振興地域整備計画に係る農用地区域の変更について（重要変更）
議案第5号	農用地利用集積計画（利用権設定等促進事業）の決定について
議案第6号	農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画案について（再配分）
議案第7号	違反転用に係る勧告書について

報告第1号	農地法第18条第6項の規定による通知書について
報告第2号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の事務局長専決処理案件について
報告第3号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の事務局長専決処理案件について

5. 出席職員

農業委員会事務局

	事務局長	高橋	信雄
農地調整係	係長	根本	護
	主査	金澤	卓哉
	主事	山中	啓
農地利用最適化推進係	係長	中村	俊也
	主査	田熊	友裕

事務局	総会開会にあたり、出席委員数をご報告申し上げます。ただいまの出席委員数は18名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により過半数を超えておりますので、総会は成立いたします。開会に先立ちまして、大塚会長にご挨拶をお願いいたします。
会 長	(会長挨拶)
事務局	ありがとうございました。小山市農業委員会総会規則第5条により、総会議長は会長が務めることになっておりますので、大塚会長にこれよりの議事進行をお願いいたします。
議 長	ただいまより、第16回小山市農業委員会総会を開会いたします。お手元の議事日程に基づきまして、議事を進行していきたいと思います。 初めに、議事録署名人の選出を行いたいと思います。いかように選出したらよろしいかお諮りします。 (議長一任との声あり)
議 長	それでは、6番田口正剛委員、13番杉山力委員を議事録署名人に任命いたします。よろしくをお願いします。 なお、会議の書記につきましては、農業委員会事務局の山中主事を指名いたします。 それでは議事に入ります。お手元の議案書をご覧ください。 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。
事務局	議案第1号 農地法第3条農地等の権利移動に関する許可申請につきまして、ご説明を申し上げます。 議案書の2ページ、別紙位置図1・2ページをご覧ください。 今回は、3件の申請がございました。 まず、番号1番につきまして、ご説明申し上げます。 こちらは贈与による所有権移転に関する案件でございます。 対象農地は : 田3筆 面積 2,124㎡ 権利取得後の経営面積は : 499a 農機具等の保有状況は:トラクター、田植え機、コンバイン等を所有しており 労働力は: 3人 申請地は、自宅から1.4kmのところに位置する農地です。 以上が1番でございます。 続きまして、番号2番につきまして、ご説明申し上げます。

こちらは売買による所有権移転に関する案件でございます。

対象農地は　：畑2筆　面積　1,013㎡

権利取得後の経営面積は　：173a

農機具等の保有状況は：トラクター等を所有しており

労働力は：　1人

申請地は、自宅から0.05kmのところに位置する農地です。

以上が2番でございます。

続きまして、番号3番につきまして、ご説明申し上げます。

こちらは売買による所有権移転に関する案件でございます。

対象農地は　：田3筆　面積　2,880㎡

権利取得後の経営面積は　：122a

農機具等の保有状況は：トラクター、耕運機等を所有しており

申請地は、法人所在地から0.3kmのところに位置する農地です。

以上が3番でございます。

以上、3件の案件につきまして、受け人の農業機械・労働力・技術・通作距離等に問題が無く、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると思われます。また、受付後、申請書類及び添付書類を点検・補正し、現地調査を行うなどしましたところ、問題はございませんでした。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議　長

ただいま、事務局より説明がありましたが、引き続き、地元委員の補足説明をお願いいたします。

1　番

番号1番について、補足説明をさせていただきます。本件は農地法第3条の規定による贈与に関する案件です。

渡し人は高齢のため農地の管理に苦慮しており、以前より農地の処分を検討していました。

そのため、受け人と相談したところ、農地を贈与することで話がまとまったため、今回の申請に及んだものです。

許可することが相当と思われますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

1　6　番

番号2番について、補足説明をさせていただきます。本件は農地法第3条の規定による売買に関する案件です。

渡し人は、農地の管理に苦慮していて、以前より農地の処分を検討していました。

そのため、農地の近隣に住む受け人と相談したところ、農地を売買することで話がまとまったため、今回の申請に及んだものです。

許可することが相当と思われますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

10番 番号3番について、補足説明をさせていただきます。本件は農地法第3条の規定による売買に関する案件です。

受け人は社会福祉事業の一環として稲作を拡大することを考えており、農地の取得を検討していました。そのため、受け人と相談したところ、農地を売買することで話がまとまったため、今回の申請に及んだものです。

許可することが相当と思われるので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、地元委員からの補足説明がありました。これより、質疑を行います。質疑のある方は、順次、発言願います。

1番 贈与の場合は税率が高いと思われますが、どのくらい高い税率なのでしょう。

事務局 具体的な税率は不明ですが、高い税率が設定されていると伺っております。

1番 少額でも、売買で所有権移転したほうが税率が低くなったのではないかと、思います。

19番 贈与の場合は、一般の相続よりも税率が高く設定されていると伺っております。

また、番号3番の売買に関する案件ですが、売買価格が高額ではありますが、売買価格について受け人が合意したうえで農地を取得するとのことと伺っております。いずれにしても、農地の売買価格や譲渡の方法等については、相対での話し合いにより決められることとなっております。

議 長 他に質疑はありませんか

(特になし)

議 長 これにて、質疑を終了します。これより、採決を行います。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、原案のとおり決すること、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声あり)

議 長 「異議なし」と認め、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。

事務局

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。

議案書3・4ページ、別紙位置図3～6ページでございます。

今回は、1件の願出がございました。9月18日に調査委員会第2班と事務局で現地確認を実施いたしました。

それでは、番号1番をご覧ください。

転用の目的は、一般住宅でございます。

転用しようとする土地は、畑2筆、面積444㎡。

売買を伴う転用の申請でございます。

申請の理由ですが、受け人は借家に居住しておりますが、子どもの成長に伴い手狭に感じており、自己用住宅の建築を計画しました。市街化区域に近く、通勤に支障のない土地を探したところ、申請地が適地であり、申請に至ったとのことです。

申請地は宅地雑種地に囲まれた小集団の農地で、農地区分は第2種農地と考えられます。

他法令につきましては、農振法、都市計画法、土地改良、盛土条例、いずれも支障なし。

取水は市水道、排水は市下水道へ放流。雨水は敷地内自然浸透。

周辺の隣地状況ですが、北は道路、東・南・西は畑。農地との境には植栽を設けて被害を防除するとのことです。

資金計画につきましては、全体事業費5,966万円で、融資で賄うとのことで、融資証明書が添付されております。

以上が1番でございます。

続きまして、番号2番をご覧ください。

転用の目的は、太陽光発電設備でございます。

転用しようとする土地は、畑1筆、面積6,146㎡。

賃借権及び地上権設定を伴う転用の申請でございます。

申請の理由ですが、太陽光発電を業とする法人であり、クリーンエネルギーの需要拡大に伴い新たな事業用地を探していました。隣接する山林と一緒に転用することで大きな事業敷地を確保でき、日光を遮るものがなく、日照条件等から太陽光発電設備の設置に適していることから、今回の申請に至ったとのことです。

この法人は太陽光発電設備の設置を行い、その後に小売り電気業を営む別法人のヒューリック株式会社に設備や関係する権利をまとめて売却する予定です。この許可について県農政課に確認したところ、業者が設備の設置を行った後に売却するのであれば、許可して差し支えないことを確認しております。

また、発電設備等を購入した法人は、発電した電力を小売電気事業者である営む子会社に売電単価1kwhあたり14.3円で売電する予定です。

申請地は宅地雑種地に囲まれた小集団の農地で、農地区分は第2種農地と考えられます。

他法令につきましては、いずれも支障なし。

取水排水はなし。雨水は敷地内自然浸透。

周辺の隣地状況ですが、北は山林・道路・宅地、東は農地・宅地、南は山林、西は山林・宅地・農地。農地との境には小堤を設けて雨水流出等の被害を防除するとのことです。

資金計画につきましては、全体事業費6,550万円で、自己資金で賄うとのことで残高証明書が添付されております。

以上が2番でございます。

続きまして、番号3番をご覧ください。

転用の目的は、一般住宅でございます。

転用しようとする土地は、畑1筆、面積499㎡。

贈与を伴う転用の申請でございます。

申請の理由ですが、受け人はアパートに居住しておりますが、以前から手狭に感じており、自己用住宅の建築を計画しました。申請地は実家から近く、両親の介護を考えると適地であり、申請に至ったとのことです。

申請地は宅地雑種地に囲まれた小集団の農地で、農地区分は第2種農地と考えられます。

他法令につきましては、いずれも支障なし。

取水は市水道、排水は宅内浸透処理。雨水は敷地内自然浸透。

周辺の隣地状況ですが、北は宅地、東・南は農地、西は道路。農地との境には植栽を設けて被害を防除するとのことです。

資金計画につきましては、全体事業費2,925万円で、融資及び自己資金で賄うとのことで、融資証明書と残高証明書が添付されております。

以上が3番でございます。

続きまして、番号4番をご覧ください。

転用の目的は、一般住宅でございます。

転用しようとする土地は、畑1筆、面積569㎡のうち499.96㎡。

使用貸借権設定を伴う転用の申請でございます。

申請の理由ですが、受け人は実家に居住しておりますが、子どもの成長に伴い手狭に感じており、自己用住宅の建築を計画しました。申請地は実家から近く、子育てや将来の両親の介護を考えると適地であり、申請に至ったとのことです。

申請地は宅地雑種地に囲まれた小集団の農地で、農地区分は第2種農地と考えられます。

他法令につきましては、いずれも支障なし。

取水は市水道、排水は思川西部土地改良区の水路へ放流とのことで、同意書が添付されております。雨水は敷地内自然浸透。

周辺の隣地状況ですが、北・西は宅地、東は道路、南は農地。農地との境には植栽を設けて被害を防除するとのことです。

資金計画につきましては、全体事業費3,700万円で、融資で賄うとのことで、融資証明書が添付されております。

以上が4番でございます。

続きまして、番号5番をご覧ください。

転用の目的は、住宅敷地拡張でございます。

転用しようとする土地は、畑1筆、面積308㎡。

売買を伴う転用の申請でございます。

受け人は令和4年に農地転用許可で分譲地を購入し、小山市に移住をしました。許可のとおり建築をしましたが、駐車場に停めた車に近くの山林から落下してきた木の実があたる被害が出ております。また、今後家に入る予定の息子の駐車場や来客用の駐車場が不足する問題もあり、住宅敷地を拡張して駐車場を整備する計画をたてました。現在の住宅に隣接する分譲地が適地であり、申請に至ったとのことです。

申請地は宅地雑種地に囲まれた小集団の農地で、農地区分は第2種農地と考えられます。

他法令につきましては、いずれも支障なし。

取水排水はなし。雨水は敷地内自然浸透。

周辺の隣地状況ですが、北・東・南は宅地、西は道路。

資金計画につきましては、全体事業費940万円で、自己資金で賄うとのことで、残高証明書が添付されております。

以上が5番でございます。

続きまして、番号6番をご覧ください。

転用の目的は、太陽光発電設備でございます。

転用しようとする土地は、畑1筆、面積855㎡。

売買を伴う転用の申請でございます。

申請の理由ですが、太陽光発電を業とする法人であり、クリーンエネルギーの需要拡大に伴い新たな事業用地を探していました。周囲は既に太陽光発電設備が設置されているので日光を遮るものがなく、日照条件等から太陽光発電設備の設置に適していることから、今回の申請に至ったとのことです。

また、発電した電力は小売電気事業者である親会社に売電単価1kwhあたり11円で売電する予定です。

申請地は宅地雑種地に囲まれた小集団の農地で、農地区分は第2種農地と考えられます。

他法令につきましては、いずれも支障なし。

取水排水はなし。雨水は敷地内自然浸透。

周辺の隣地状況ですが、北・南は山林、東は道路、西は鉄道用地。

資金計画につきましては、全体事業費1,251万円で、自己資金で賄うとのことで残高証明書が添付されております。

以上が6番でございます。

続きまして、番号7番をご覧ください。

転用の目的は、一般住宅でございます。

転用しようとする土地は、畑1筆、面積498㎡。

贈与を伴う転用の申請でございます。

申請の理由ですが、受け人はアパートに居住しておりますが、子どもの成長に伴い手狭に感じており、自己用住宅の建築を計画しました。申請地は実家から近く、子育てや将来の両親の介護を考えると適地であり、申請に至ったとのことです。

申請地は10ヘクタール以上の広がりのある一団の農地で、農地区分は第1種農地と考えられますが、集落から滲み出し的に行われる転用であり、第1種農地の不許可の例外に該当すると考えられます。

他法令につきましては、いずれも支障なし。

農振法は令和6年5月23日に除外公告済みで支障なし。

取水は市水道、排水は小山用水土地改良区の水路へ放流とのことで、同意書が添付されています。雨水は敷地内自然浸透。

周辺の隣地状況ですが、北・東は農地、南は道路、西は宅地。農地との境には土留めを設けて被害を防除するとのことです。

資金計画につきましては、全体事業費2,447万円で、融資及び自己資金で賄うとのことで、融資証明書と残高証明書が添付されております。

以上が7番でございます。

以上7件につきまして、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。引き続き、地元委員の補足説明をお願いします。

1 番

番号1番について、補足説明いたします。

受け人は、アパートに家族3人で居住しておりますが、以前から手狭に感じており、自己用住宅の建築を計画しました。申請地は市街化区域に近いため生活がしやすく、通勤にも支障がない適地であるため、今回の申請に至ったとのことです。

許可することが相当と思われます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

4 番

番号2番について、補足説明いたします。

受け人は、太陽光発電に関する業務を営む法人です。クリーンエネルギーの需要拡大に伴い、新たな太陽光発電用地を探したところ、周囲に採光を遮るものがなく、日照条件等から太陽光発電設備の設置に適している申請地を見つけ、今回の申請に至ったとのことです。

許可することが相当と思われます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

9 番

番号3番について、補足説明いたします。

受け人は、アパートに居住しておりますが、将来を見据えて自己用住宅の建築を計画しました。両親の老後の介護を考えて実家近くの土地を探したところ、父が所有する申請地が適地であり、今回の申請に至ったとのことです。

許可することが相当と思われます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

9 番

続きまして、番号7番について、補足説明いたします。

受け人は、アパートに家族3人で居住しておりますが、子どもの成長に伴い手狭に感じており、自己用住宅の建築を計画しました。子育てや両親の老後の介護を考えて実家近くの土地を探したところ、申請地が適地であり、今回の申請に至ったとのことです。

許可することが相当と思われます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

3 番

番号4番について、補足説明いたします。

受け人は、実家に居住しておりますが、こどもの成長に伴い手狭に感じており、自己用住宅の建築を計画しました。子育てや両親の老後の介護を考えて実家の近くで探したところ、実家に隣接した父の所有地が適地であるため、今回の申請に至ったとのことです。

許可することが相当と思われます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

15 番

番号5番について、補足説明いたします。

受け人は、分譲地を購入して令和4年に小山市に移住をしました。

当初計画した駐車場では近くの山林から落下してきた木の実が車にあたる被害が出ておりました。また、今後、家に入る予定の息子の駐車場や来客用の駐車場の不足を感じていました。そのため、自宅に隣接する分譲地を購入し、住宅の駐車場として敷地拡張する申請に至ったとのことです。

許可することが相当と思われます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

6 番

番号6番について、補足説明いたします。

受け人は、太陽光発電を業とする法人です。クリーンエネルギーの需要拡大に伴い新たな事業地を探したところ、周囲に採光を遮るものがなく、日照条件等から太陽光発電設備の設置に適していることから、今回の申請に至ったとのことです。

許可することが相当と思われます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長

ただいま、地元委員からの補足説明がありました。これより、質疑を行います。質疑のある方は、順次、発言願います。

(特になし)

議 長

これにて、質疑を終了します。これより、採決を行います。

議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、原案のとおり決すること、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声あり)

議 長	「異議なし」と認め、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、原案のとおり可決いたします。 次に、議案第3号「非農地証明願について」、事務局の説明を求めます。
議 長	議案第3号 非農地証明願について、ご説明申し上げます。 議案書5ページ、別紙位置図6ページでございます。 今回は、1件の願出がございました。9月18日に調査委員会2班と事務局で現地確認を実施いたしました。
事務局	それでは、番号1番をご覧ください。 願出地は、畑2筆、面積74㎡。 願出の理由ですが、願出地は昭和45年頃から隣接に住む第3者の宅地として利用されてきました。隣地の住民が住宅敷地について調べたところ、敷地の一部が農地に越境していることが判明しました。今後も宅地として使用したいと考え、今回の願出に至りました。 願出地は、航空写真により、少なくとも20年以上宅地として使用されてきたことを確認しております。 以上が1番でございます。 以上1件につきまして、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議 長	ただいま、事務局より説明がありましたが、引き続き、地元委員の補足説明をお願いいたします。
13番	番号1番について、補足説明いたします。この件に関しまして、私も願出地の現地調査や関係者から事情を伺いました。 願出地は、昭和45年頃から隣りに住む方の宅地の一部として利用されてきました。敷地が農地であることが判明したため、宅地が越境した部分を分筆し、今回の願出に及んだということです。 非農地で証明してやむを得ないものと思われます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議 長	ただいま、地元委員からの補足説明がありました。これより、質疑を行います。質疑のある方は、順次、発言願います。 (特になし)
議 長	これにて、質疑を終了します。これより、採決を行います。 議案第3号「非農地証明願について」、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声あり)

議 長

「異議なし」と認め、議案第3号「非農地証明願について」、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第4号「農業振興地域整備計画に係る農用地区域の変更について（重要変更）」を審議いたしますが、この案件は、市農政課から意見聴取を求められている案件ですので、農政課職員の出席を求めます。

(農政課職員入室)

議 長

それでは、議案第4号「農業振興地域整備計画に係る農用地区域の変更について（重要変更）」について事務局の説明を求めます。

事務局

議案第4号「農業振興地域整備計画に係る農用地区域の変更について（重要変更）」につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書6ページ、別紙位置図7・8ページでございます。

この案件は、市農政課に申出のあった、農業振興地域の農用地区域からの除外につきまして、農業委員会の意見を求められているものです。

今回は、3件の申出がございました。

それでは、番号1番をご覧ください。

変更する用途は、駐車場でございます。

変更する農地は、畑3筆、面積1,583㎡。

申出者は渋井に工場を置き、精密部品の製造加工業を営む法人です。申出の理由ですが、工場には約70名の従業員がおり、小山市土地開発公社が所有する近隣の土地に従業員駐車場を設けておりました。しかし、土地の返還を求められており、代わりとなる従業員駐車場を確保する必要が出て参りました。申出地は渋井工場から近く、まとまった土地を確保できることから適地であり、今回の申出に至りました。

申請地は10ヘクタール以上の広がりのある一団の農地で、農振除外後の農地区分は第1種農地と考えられますが、既存集落から滲み出し的に行われる転用であり、第1種農地の不許可の例外に該当すると考えられます。

なお、集团的農用地の縁辺部に位置し、農地の利用集積に支障を及ぼすおそれがあると認められず、また被害防除措置が検討されているため、変更後の周辺農地への営農条件に支障を生ずるおそれも認められません。

以上が1番でございます。

つづきまして、番号2番をご覧ください。

変更する用途は、一般住宅でございます。

変更する農地は、畑1筆、面積4,363㎡のうち80.72㎡。

申出の理由ですが、申出者はアパートに家族で暮らしていますが、子どもの成長に伴い手狭になっており、自己用住宅の建築を計画しました。申出地は実家に隣接しており、既存宅地と合わせて転用することで分家住宅に必要な面積を確保できることから適地であり、今回の申出に至りました。

申出地は宅地雑種地に囲まれた小集団の農地で、農地区分は第2種農地と考えられます。

なお、集団的農用地の縁辺部に位置し、農地の利用集積に支障を及ぼすおそれがあると認められず、また被害防除措置が検討されているため、変更後の周辺農地への営農条件に支障を生ずるおそれも認められません。

以上が2番でございます。

つづきまして、番号3番をご覧ください。

変更する用途は、資材置場でございます。

変更する農地は、田2筆、面積1,471㎡。

申出者は建設業を営む法人です。申出の理由ですが、会社の仕事量は年々増加しておりますが、横倉の事務所前や飯塚に間借りした他社の資材置場に重機等を保管しており、資材置場が不足しております。そのため、早急に自社の資材置場を設ける必要があり、土地を探しておりました。申出地は交通の利便性が高く、道路の交通量が比較的少ないため重機等の出入りがしやすい適地であり、今回の申出に至ったとのことでした。

申出地は、10ヘクタール以上の広がりのある一団の農地で、農地区分は第1種農地と考えられますが、既存集落からしみ出し的に行われる転用であり、第1種農地の不許可の例外に該当すると考えられます。

なお、集団的農用地の縁辺部に位置し、農地の利用集積に支障を及ぼすおそれがあると認められず、また被害防除措置が検討されているため、変更後の周辺農地への営農条件に支障を生ずるおそれも認められません。

以上が3番でございます。

以上3件につきまして、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長

ただいま、事務局より説明がありましたが、引き続き、地元委員の補足説明をお願いいたします。

5 番

番号1番について、補足説明いたします。

この件に関しまして、私も申出地の現地調査や関係者から事情を伺いました。

申出人は渋井で精密部品の製造加工業を営んでおります。従業員駐車場として借りている土地の返還を求められており、新たな土地を探しておりました。工場の近くであることを条件に土地を探しておりましたが、道を挟んだ北側に必要面積を確保できる土地を見つけ、今回の申出に至ったとのことでした。

なお、申出地は集団的に存在する農地の縁辺部に位置し、農地利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと思われます。

事務局説明のとおり相違はございません。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

4 番

番号2番について、補足説明いたします。

この件に関しまして、私も申出地の現地調査や関係者から事情を伺いました。

申出人はアパートに家族5人で居住してきましたが、子どもの成長に伴い手狭に感じており、自己用住宅の建築を計画しました。子育てや将来の親の介護に適した土地を探したところ、実家に近く、父が所有する申請地が適地であるため、今回の申出に至ったとのことです。

申出地は実家に近く、目的に適した土地であるため、今回の申出に至ったとのことです。なお、申出地は集団的に存在する農地の縁辺部に位置し、農地利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと思われます。

事務局説明のとおり相違はございません。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

15 番

番号3番について、補足説明いたします。

申出人は横倉に事務所を構え建築業等を営んでおります。会社の仕事量は増加しておりますが、資材置場が不足しており、事務所の前や間借りした他社の資材置場に重機等を保管している状態です。そのため、早急に自社の資材置場を設ける必要があり、土地を探しておりました。申出地は交通の利便性が高く、道路の交通量が比較的少ない重機等の出入りがしやすい適地であり、今回の申出に至ったとのことです。

なお、申出地は集団的に存在する農地の縁辺部に位置し、農地利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと思われます。

事務局説明のとおり相違はございません。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長

ただいま、地元委員からの補足説明がありました。これより、質疑を行います。質疑のある方は、順次、発言願います。

(特になし)

議 長

これにて、質疑を終了します。これより、採決を行います。

議案第4号「農業振興地域整備計画に係る農用地区域の変更について（重要変更）」に係る意見聴取を行った結果、農業委員会として原案のとおり変更を承認する旨、答申してよろしいでしょうか。

(異議なしとの声あり)

議 長

「異議なし」と認め、議案第4号「農業振興地域整備計画に係る農用地区域の変更について（重要変更）」について、農業委員会として原案のとおり変更することを承認する旨、小山市

長に意見を提出いたします。
農政課職員は退席してください。

(農政課職員退室)

議 長 次に、議案第5号「農用地利用集積計画（利用権設定等促進事業）の決定について」、事務局の説明を求めます。

事務局 (議案書の内容を読み上げる)

議 長 ただいま、事務局より説明がありましたが、これより、質疑を行います。質疑のある方は、順次、発言願います。

(特になし)

議 長 これにて、質疑を終了します。これより、採決を行います。
議案第5号「農用地利用集積計画（利用権設定等促進事業）の決定について」、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声あり)

議 長 「異議なし」と認め、議案第5号「農用地利用集積計画（利用権設定等促進事業）の決定について」、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画案について（再配分）」、について、事務局の説明を求めます。

事務局 (議案書の内容を読み上げる)

議 長 ただいま、事務局より説明がありましたが、これより、質疑を行います。質疑のある方は、順次、発言願います。

(特になし)

事務局 これにて、質疑を終了します。これより、採決を行います。
議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画案について（再配分）」、について、可決してよろしいでしょうか。

(異議なしとの声あり)

議 長	「異議なし」と認め、議案第 6 号「農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画案について（再配分）」について、可決いたします。 次に、議案第 7 号「違反転用に係る勧告書について」、事務局の説明を求めます。
事務局	（議案書の内容を読み上げる）
議 長	ただいま、事務局より説明がありましたが、これより、質疑を行います。質疑のある方は、順次、発言願います。 （特になし）
議 長	これにて、質疑を終了します。これより、採決を行います。 議案第 7 号「違反転用に係る勧告書について」、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。 （異議なしとの声あり）
議 長	「異議なし」と認め、議案第 7 号「違反転用に係る勧告書について」、原案のとおり可決いたします。
事務局	報告第 1 号から第 3 号について事務局の説明を求めます。 （報告書の内容を読み上げる）
議 長	以上で、本日の議題・報告はすべて終了いたしました。 以上をもちまして、第 16 回小山市農業委員会総会を閉会いたします。

この議事録は、山中主事が作成したものであり、その内容の正当なる事を証するため署名する。

令和 年 月 日

農業委員会長

議事録署名人

議事録署名人
